

## トピックス

- 張国棟弁護士、『チャイナビジネスマンスリー』で独占禁止法に関する文章を掲載
- 北京金誠同達法律事務所本部の新たなオフィス区域、正式に利用が開始

## 法令速報

- 市場監督管理総局、品質安全主体责任実施の工業製品生産・販売企業への要求に関する規定を公布
- 五部門、サイバーセキュリティ専用製品の安全管理関連事項を明確に調整
- 上海市人民政府、企業投資の促進に向けた新たな措置を公布
- 北京市市場監督管理局、企業商取引環境の更なる合理化に関する案を公布

## 弁護士コラム

- 反スパイ法の改正について

**張国棟弁護士、『チャイナビジネスマンスリー』で独占禁止法に関する文章を掲載**

みずほ銀行様のお招きを受け、北京金誠同達法律事務所のシニアパートナーである張国棟弁護士は、同行の月刊『チャイナビジネスマンスリー』(MIZUHO CHINA MONTHLY)5月号にて「中国『独占禁止法』改正による外資系企業のコンプライアンス管理への影響」と題する独占禁止法関連の専門的な文章を掲載させていただきました。そちらの文章におきましては中国の「独占禁止法」改正の内容・要点を踏まえた上でこれらに対する整理および外資系企業にもたらされる影響等に対する分析が行われています。

文章の具体的な内容につきましては、以下のリンクをご参照いただくことができます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0163-XF-0105.pdf>

### 北京金誠同達法律事務所本部の新たなオフィス区域、正式に利用が開始

北京金誠同達法律事務所本部の新たなオフィス区域は 2023 年 5 月 8 日、正式に利用が開始されました。新たなオフィス区域は北京国貿大廈 A 座の 11 階に位置しています。今回新たに利用が開始されるオフィス区域の面積は 3000 平方メートルを超え、新たなオフィス区域の利用開始後におきましては北京本部のオフィス区域の面積は 10000 平方メートル近くに達しています。新たなオフィス区域には合わせて 18 の会議室が設置されており、それぞれの会議室ごとにいずれも異なる空間の環境が構築されています。新たなオフィス区域には IT システム、安全防備システム、視聴覚システム、ビルディングオートメーションシステムおよび環境制御システムが完備されており、金誠同達が一貫して堅持しているデジタルイネーブルメント、およびスマートオフィス構想がより一層体现されています。今回の新たなオフィス区域の利用の開始は、金誠同達にとりましては日進月歩の力強い発展のすう勢の下における必要な措置であり、所員にとりましてはオフィス環境水準の向上および自らのブランドイメージの更新となります。

### 市場監督管理総局、品質安全主体责任実施の工業製品生産・販売企業への要求に関する規定を公布

国家市場監督管理総局は 2023 年 4 月 4 日、「工業製品生産組織品質安全主体责任実施監督管理規定」および「工業製品販売組織品質安全主体责任実施監督管理規定」(以下併せて「規定」という。)を公布した。「規定」は 5 月 5 日から施行されている。

「規定」においては製品品質安全管理制度の確立および整備ならびに製品品質安全責任制の実施をめぐる工業製品生産・販売企業への要求が定められている。工業製品生産授權管理および強制的製品認証管理を実施する製品生産・販売企業ならびにその他の人身の健康および生命・財産の安全に係る強制的国家標準要求のある工業製品を扱う大型・中型生産・販売企業は、品質安全人員の配備に加えて法により品質安全総監も配備しなければならない。工業製品生産・販売企業が規定のとおり品質安全管理制度を確立せず、規定のとおり品質安全総監もしくは品質安全人員を配備・研修・査定せず、または責任制の要求のとおり品質安全責任を実施しなかったときは、県級以上の地方市場監督管理部門が、是正を命じて警告を下し、是正を拒否した企業を五千元以上五万元以下の過料に処するものと定められている。

(出典:

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art\\_9ac02d43e5534005bc3d6532b3731429.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_9ac02d43e5534005bc3d6532b3731429.html)

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art\\_882e887d8ef24f67b9b039c16d8beb21.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_882e887d8ef24f67b9b039c16d8beb21.html))

### 五部門、サイバーセキュリティ専用製品の安全管理関連事項を明確に調整

国家インターネット情報弁公室等の五部門は 2023 年 4 月 17 日、「サイバーセキュリティ専用製品の安全管理関連事項の調整に関する公告」(以下「公告」)を共同で公布した。

「公告」においては、「ネットワーク重要設備・サイバーセキュリティ専用製品目録」に列挙されているサイバーセキュリティ専用製品は 2023 年 7 月 1 日以降においては「情報セキュリティ技術 サイバーセキュリティ専用製品セキュリティ技術要求」等の関連国家標準の強制的な要求に応じて資格を具備する機構のセキュリティ認証に合格し、またはセキュリティ検査測定 of 要求を満たしていなければならず、その後初めて販売または提供することができる、という旨が規定されている。「公告」においてはさらに、「コンピューター情報システムセキュリティ専用製品販売許可証」の発給は 2023 年 7 月 1 日をもって停止され、製品生産者はその取得が不要となる、という旨にも言及されている。これまでに販売許可証を既に取得している製品は有効期限内においてはこれを引き続き販売または提供することができる。

(出典：[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-04/18/content\\_5751982.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-04/18/content_5751982.htm))

### 上海市人民政府、企業投資の促進に向けた新たな措置を公布

投資の更なる促進を目的とし、上海市人民政府弁公庁は 2023 年 4 月 18 日、「新たな時期における投資の強化ならびに現代化された産業体系構築の促進および加速に関する政策措置」(以下「措置」)を公布した。「措置」において留意が必要となる内容は以下のとおりとなっている。

- 1 ハイエンド産業プロジェクトの導入に向けたサポートの見通しの提起、主に製造業のハイエンド化・インテリジェント化等の新興産業プロジェクトおよび初回の模範・応用等の重大なプロジェクトを対象とするプロジェクト投資額の 30%または一億元を超えないサポートの提供
- 2 ハイエンドサービス業プロジェクトの導入、主に研究開発、設計、金融、貿易、海運、科学技術、法律などのサービスの分野における総投資額が 3000 万元以上の優良なプロジェクトの導入を対象とする最高で 600 万元のサポートの提供
- 3 重大かつ機能的な地域統括会社プロジェクトの導入の奨励、イノベーション型企業の地域本社ならびに多国籍企業の地域本社および研究開発センターの導入を対象とするサポートの提供、地域統括会社の自社オフィス用不動産の新規購入を対象とする 1000 万元の補助金およびオフィスの賃借を対象とする最高で 500 万元の補助金の提供
- 4 既存の企業の増資と生産拡大の奨励、これを対象とする相応の補助金の提供など

各社は自社の経営方針と発展戦略に基づいて「措置」における優遇政策利用の可否を確認し、これにより会社の上海におけるより良好な発展を促進することができる。

(出典：

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230425/9557f45bbe1c4f278c16e5ae3d185343.html>)

### 北京市市場监督管理局、企業商取引環境の更なる合理化に関する案を公布

商取引環境の更なる合理化を目的とし、北京市市場监督管理局は 2023 年 4 月 25 日、「北京市市場监督管理局\_\_商取引環境の更なる合理化および市場主体の制度上の取引コストの引下げに関する業務案」を公

布した。当該案においては以下の内容への留意が必要となる。

- 1 簡易抹消・一般抹消処理手続の合理化、営業許可証・税務・社会保険登記等の抹消事項をめぐるオンラインワンストップ公共サービスの実施、市場主体の迅速な撤退の利便化
- 2 外国籍人員身分認証ルートの開拓、パスポートを用いた外国籍人員または居住証を用いた香港・マカオ・台湾住民のオンライン身分認証の可能化、外資企業設立・変更登記全工程オンライン処理の実現
- 3 登記されている住所または経営場所において経営してはいないもののその他の方法を通じて連絡することができ、かつ、その他の違法行為には及んでいない市場主体を対象とする住所・経営場所の変更等の方法を選択した違法行為の是正および理由の合理的な説明を経た一時的な経営異常リストへの不追加の可能化をめぐる指導など

(出典：[http://scjgj.beijing.gov.cn/zwx/zcwj/202304/t20230427\\_3082907.html](http://scjgj.beijing.gov.cn/zwx/zcwj/202304/t20230427_3082907.html) )

## 反スパイ法の改正について

弁護士 韓 尚武

中国において改正された反スパイ法(以下「新反スパイ法」という。)は 2023 年 4 月 26 日に可決され、2023 年 7 月 1 日から実施されます。新反スパイ法改正の背景や主な改正内容などにつきまして、以下のとおり簡単にご紹介いたします。

### 1 反スパイ法改正の背景

中央国家安全委員会の第一次会議におきましては 2014 年 4 月に総体国家安全観という概念が初めて提唱されました。総体国家安全観は政治、軍事、国土、経済、金融、文化、社会、科学技術、ネットワーク、食糧、エコシステム、資源、核、海外における利益、宇宙、深海、極地、生物、人工知能、データなどの諸々の分野を網羅しており、中国における特色のある国家安全上の行動に関するガイドラインとなっています。

反スパイ法は中国における総体国家安全観の貫徹と実施に向けた重要な法律とされています。中国におきましては 2014 年 11 月に総体国家安全観の要求に応じて元の「国家安全法」を基礎とする改正後の「反スパイ法」が公布され、これはスパイ行為に対する規制に特化した一本目の特別法となりました。

第十四次全国人民代表大会常務委員会の第二次会議におきましては 2023 年 4 月 26 日に二度目の改正後の新反スパイ法が議決を通じて可決されました。新反スパイ法は 2023 年 7 月 1 日から正式に実施される見通しとなっています。従前の旧反スパイ法と比較しますと、新反スパイ法の条文の内容は 40 条から 71 条に増加され、条文の内容は大幅に拡充されています。今回の新反スパイ法の改正におきましては、中国における国家の安全の更なる増強、およびスパイ行為に対する取締強化のすう勢が体现されています。

### 2 スパイ行為とは

新反スパイ法におけるスパイ行為とは、次に各号に掲げる行為をいいます。

- (1) スパイ組織・その代理人(エージェント)が自らもしくは他者への指示・資金サポートを通じて実施し、もしくは国内外の機構・組織・個人が当該スパイ組織・代理人と結託して実施する中国の国家の安全を脅かす行為
- (2) スパイ組織への参加、スパイ組織・その代理人からの任務の受諾、もしくはスパイ組織・その代理人に依拠した生活
- (3) スパイ組織・その代理人以外の中国国外の機関・組織・個人が自らもしくは他者への指示・資金サポートを通じて実施し、もしくは中国国内の機関・組織・個人が当該スパイ組織・代理人と結託して実施する国家の機密・諜報その他の国家の安全もしくは利益に係る文書・データ・資料・物品の窃取・偵察・買収・違法提供、もしくは背任に向けた国家公務員に対する教唆・誘導・脅迫・買収
- (4) スパイ組織・その代理人以外の中国国外の機関・組織・個人が自らもしくは他者への指示・資金サポートを通じて実施し、もしくは中国国内の機関・組織・個人が当該スパイ組織・代理人と結託して実施する国家の機関・秘密に係る組織(公的機関・民営団体・その下位の部門)や重要情報インフラなどに対するサイバー攻撃・侵入・妨害・制御・破壊などの行為
- (5) 攻撃目標の敵への指示、または
- (6) その他のスパイ活動

### 3 国家の安全または利益に係る文書・データ・資料・物品

新反スパイ法におきましては計五項のスパイ行為が列挙されていますが、そのうちの一項目、二項目、四項目および五項目につきましては、これらに一般企業が正常な商業活動を通じてかかわる可能性は比較的到低く、一般企業は正常な経営活動においてはむしろ、三項目のスパイ行為にかかわる可能性のほうがより高いこととなります。三項目のスパイ行為において保護を受けている情報は三種類に分かれており、これらはそれぞれ国家機密、諜報、および国家の安全または利益に係る文書・データ・資料・物品とされています。

そのうち、国家の安全と利益に係るデータ等のスパイ行為からの保護の対象化は、今回の新反スパイ法において増加された内容となっています。この項目の内容の面において強調されているものが国家の安全と利益であることから、これは「データ三法」における「重要データ」に類似しています。例えば、一つ目に「情報セキュリティ技術 ネットワークデータ処理セキュリティ要求」(GB/T 41479-2022)におきましては、重要データは「ひとたび漏えいすると、国家の安全、公共安全、経済の安全および社会の安定性に直接影響するおそれのあるデータ」と定義されています。二つ目に 2022 年に公布された「情報セキュリティ技術 重要データ識別ガイドライン」の意見募集稿におきましては、重要データは「電子の形式をもって存在しており、ひとたび改ざん、破壊、漏えい、違法な取得または違法な利用に遭遇すると、国家の安全と公共の利益が脅かされるおそれのあるデータ」と定義されています。三つ目に「データ越境セキュリティ評価弁法」におきましては、重要データは「ひとたび改ざん、破壊、漏えい、違法な取得、違法な利用等に遭遇すると、国家の安全、経済の運営、社会の安定性、公共の健康・安全などが脅かされるおそれのあるデータ」と定義されています。

### 4 法執行の部門および権限

新反スパイ法の規定によりますと、国家安全機関がスパイ防止業務の主管機関とされています。一般的な刑事案件が公安機関によって取り締まられるのとは異なり、国家の安全に係る案件(スパイ防止案

件を含む。)に対しては国家安全機関がその取締りを行います。国家安全機関はスパイ防止業務において捜査、勾留、予審、逮捕の執行および法律の規定するその他の職権を有しており、具体的には下表のとおりとなっています。

当局の調査の権限	所要の手続
(1)中国人および中国国外人員の身分証明書の検査 (2)個人と組織に対する事情の聴取 (3)不審者に対する所持品の検査	国家安全官手帳の提示
(1)個人と組織の電子機器・施設・プログラム・道具の検査 (2)国家安全を脅かし得る場合における是正の命令 (3)是正しなかった場合における物品の差押え	市級国家安全局長の承認 +国家安全官手帳の提示
関連文書・データ・資料・物品の調査および入手	市級国家安全局長の承認
現場にいない違法者への召喚状の発送	国家安全局調査部門長の承認
現場にいる違法者(現行犯)に対する口頭での召喚(連行)	国家安全官手帳の提示
スパイ容疑のかかった者(身体検査)・物品・場所に対する調査	市級国家安全局長の承認
スパイ容疑のかかった者の財産情報の調査	市級国家安全局長の承認
スパイ容疑のかかった場所・施設・財物に対する差押え・凍結	市級国家安全局長の承認
出国後に国家の安全を脅かし得る中国人に対する出国の制限	国家安全部の決定
スパイ容疑のかかった者に対する出国の制限	省級国家安全局の承認
入国後に国家の安全を脅かし得る中国国外人員に対する入国の制限	国家安全部の決定
スパイ行為にかかわるウェブ情報またはサイバー攻撃を発見した場合におけるネット接続の遮断、コンテンツの消去、サービスの停止、APPの削除、ウェブサイトの閉鎖などの是正の命令	国家安全局から関連の省庁に連絡した上での実施 (緊急時においては国家安全局が自ら実施する。)
技術的な捜査措置(通信監視・傍受など)および身分保護措置の実施	「厳格な承認手続」(その詳細については、なお不明のまま)
国家機密への該非および脅威の程度に対する評価の実施	国家/省級秘密保持局の実施

5 スパイ行為の行政処罰責任

従来の旧反スパイ法によりますと、スパイ行為に及び、かつ、それが犯罪を構成していた場合には、法に従って刑事責任は追及され得ましたが、しかし、犯罪を構成していなかった場合における行政処罰責任追及の可否については明確な規定が設けられていませんでした。一方、新反スパイ法によりますと、個人または企業の行政処罰責任は以下のとおり定められています。

要件	罰則
個人によるスパイ行為	警告又は15日以下の行政勾留、5万円以下の過料(ただし、違法所得が5万円未満の場合には違法所得の1～5倍の過料)
スパイであるものと知り得ている状況下における情報・資金・物資・労務・技術・場所などの支援の実施又はその隠ぺい若しくはかくまい	上項と同様
企業による前二項の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>50万円以下の過料(ただし、違法所得が50万円未満の場合には違法所得の1～5倍の過料)</li> <li>企業の直接の管理者と直接の責任者に対する前二項の罰則の準用</li> <li>違法の情状に応じた国家安全局から関連主管官庁への連絡と勧告に基づく処罰対象者への操業・生産停止命令の発令、許認可の取消し、登記の抹消など</li> </ul>
(1)反スパイ業務に係る国家機密の漏えい (2)スパイ行為であるものと知り得ている状況下における国家安全局の調査への協力の拒否 (3)国家安全局の公務執行に対する妨害 (4)国家安全局の差し押さえた財物の秘匿・移転・譲渡・破損 (5)スパイ行為に係る財物であるものと知り得ている状況下におけるその秘匿・移転・買取り・販売代行など (6)国家安全業務を支援する個人・組織に対する報復	警告又は10日以下の行政勾留、3万円以下の過料
(1)国家機密に該当する書類・データ・資料・物品の違法な所持 (2)スパイ専用器材の違法な生産・販売・所持・使用	警告又は10日以下の行政勾留

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>